

保健所使用料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

保健所使用料等減免規則の一部を改正する規則

保健所使用料等減免規則（昭和37年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;"><u>保健所使用料等減免規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>岩手県保健所使用料等条例</u>（昭和23年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第2条に規定する手数料、<u>使用料及び治療料</u>（以下「使用料等」という。）の<u>減免</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>使用料等の減免</u>)</p> <p>第2条 <u>条例第3条の規定により使用料等の減免</u>を受けることができる者は、特に<u>知事において必要と認めた者のほか</u>、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(申請書等)</p> <p>第3条 <u>使用料等の減免</u>を受けようとする者は、<u>保健所使用料等減免申請書（別記様式）</u>を、当該申請をする者が前条各号に規定する者にあつては所管する広域振興局長又は地方振興局長に、その他の者にあつては所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;"><u>保健所手数料免除規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>岩手県保健所手数料条例</u>（昭和23年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第2条に規定する手数料の<u>免除</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>手数料の免除</u>)</p> <p>第2条 <u>条例第4条の規定に基づき手数料の免除</u>を受けることができる者は、特に<u>知事が必要と認めた者のほか</u>、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(申請書等)</p> <p>第3条 <u>手数料の免除</u>を受けようとする者は、<u>別に定める様式による保健所手数料免除申請書</u>を、当該申請をする者が前条各号に規定する者にあつては所管する広域振興局長又は地方振興局長に、その他の者にあつては所管する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局長を経由して知事に提出しなければならない。</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |

別記様式を削る。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の保健所手数料免除規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。